

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 (株) アイエー設備
 住所 河内県豊中市古野町5-30A
 代表者氏名 代表取締役 大西剛志
 電話番号 072-54-0300
 FAX番号 072-54-0300
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 ダイショウ設備
住 所 河内長野市古野町5-38
代表者氏名 代表取締役 大西 剛志

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 オオニ ツシ 大西 剛志	
取締役 オオニ キヨシ 大西 清	
事業の範囲	管工事業 水道施設工事業 土木工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株) ワイエル設備
上記事業所の所在地	郵便番号 546-0017 住所 河内長野市古野町5-30 電話番号 0721-54-0300 FAX番号 0721-54-0001 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
下西 剛心	15563P

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	形 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用	金切りのこ パイプカッター ダイヤモンドハンドカッター 塩ビカッター	1/2~1 1/2	2	
			2	
		VP-30	1	
			2	
管の加工用	やすり パイプねじ切器	200平型、半丸型 ラチェット式PT1/2~ 1 1/2	2	
			2	
管の接合用	パイプレンチ プライヤー ラチェットレンチ ガストーチ モンキーレンチ	300mm	2	
			250mm	
		19×24 ワンタッチ式		
			M24.200mm	
		2		
水圧テストポンプ	手動テストポンプ	T50	1	

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「管の接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
	別紙参照			

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 ダイショウ設備
住 所	河内長野市古野町5-38
代表者氏名	代表取締役 大西 剛志

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府河内長野市古野町5番38号
株式会社ダイショウ設備

会社法人等番号	1201-01-057126
商号	株式会社ダイショウ設備
本店	大阪府河内長野市古野町5番38号
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。
会社成立の年月日	平成29年9月13日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 管工事業 4. 舗装工事業 5. 給排水衛生設備工事業 6. 水道施設工事業 7. 上記各号に付帯する一切の事業
発行可能株式総数	500株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 50株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 大西剛志
	取締役 大西清
	取締役 <u>浦芝康祐</u>
	令和5年2月28日辞任
	令和5年3月1日登記

大阪府河内長野市古野町 5 番 3 8 号
株式会社ダイショウ設備

	取締役	大西由希子	令和 2 年 1 1 月 6 日就任
			令和 2 年 1 1 月 1 7 日登記
			令和 4 年 5 月 2 5 日辞任
			令和 4 年 5 月 2 7 日登記
	大阪府河内長野市原町六丁目 1 0 番 2 8 号 代表取締役 大西剛志		
登記記録に関する事項	設立		平成 2 9 年 9 月 1 3 日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 6 年 6 月 7 日

大阪法務局富田林支局
登記官

下田和隆 仁



定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ダイショウ設備 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. 管工事業
4. 舗装工事業
5. 給排水衛生設備工事業
6. 水道施設工事業
7. 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 大阪府河内長野市 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、500株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第7条 当社は相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第8条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利害を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録された株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定よりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(株主総会決議事項)

第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2. 前項の招集通知は会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。
3. 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

- 第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

- 第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役

(員数)

- 第22条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第23条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第25条 当社の取締役が1名の場合はその者が代表取締役となり、取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選により1名を代表取締役に選定する。

2. 代表取締役は社長とし、会社の業務を執行する。

(業務執行の決定)

第26条 当社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。ただし、次の各号に定める事項については株主総会の決議を要する。

- 一 本店移転
- 二 支配人の選任及び解任
- 三 支店の設置、移転及び廃止

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第28条 当社は、株主総会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第30条 当社の設立に際して発行する株式は、普通株式50株とし、その発行価額は1株につき金10万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

(成立後の資本金の額)

第32条 当社の成立後の資本金の額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第33条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成30年 8月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第34条 当社の設立時取締役、設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 大西剛志

設立時取締役 大西 清

設立時取締役 浦芝康祐

住所 大阪府河内長野市原町六丁目10番28号

設立時代表取締役 大西剛志

(発起人の氏名又は名称及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数、及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額)

第35条 当社の発起人の氏名又は名称及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数、及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

大阪府河内長野市原町六丁目10番28号

普通株式 25株 250万円 大西剛志

大阪府河内長野市高向1738番地の3

普通株式 20株 200万円 大西 清

大阪府堺市東区大美野155番地1

普通株式 5株 50万円 浦芝康祐

(定款に定めのない事項)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社ダイショウ設備 設立するため、発起人の定款作成代理人である司法書士小池悦夫は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年 9月 6日

発起人 大西剛志

発起人 大西 清

発起人 浦芝康祐

上記発起人の定款作成代理人 小池 悦
夫

司法書士 小 池 悦 夫

電子署名者: 小池
悦夫
日付: 2017.09.06
09:42:19.40900

令和 6年 8月 6日

原本のコピーに相違ありません

株式会社 ダイショウ設備
河内長野市古野町5-38
代表取締役 大西剛志



同一の情報の提供

提供の日付：2017年09月08日

公証人：12070010 野島光博



所属法務局：大阪法務局

公証役場：堺公証役場

堺市堺区北瓦町2丁4番18号

請求対象の登簿管理番号：17-1207001002001290

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2017年09月08日

請求対象の処理公証人：12070010 野島光博

所属法務局：大阪法務局

公証役場：堺公証役場

堺市堺区北瓦町2丁4番18号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

第一五五六三九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 大西 剛志

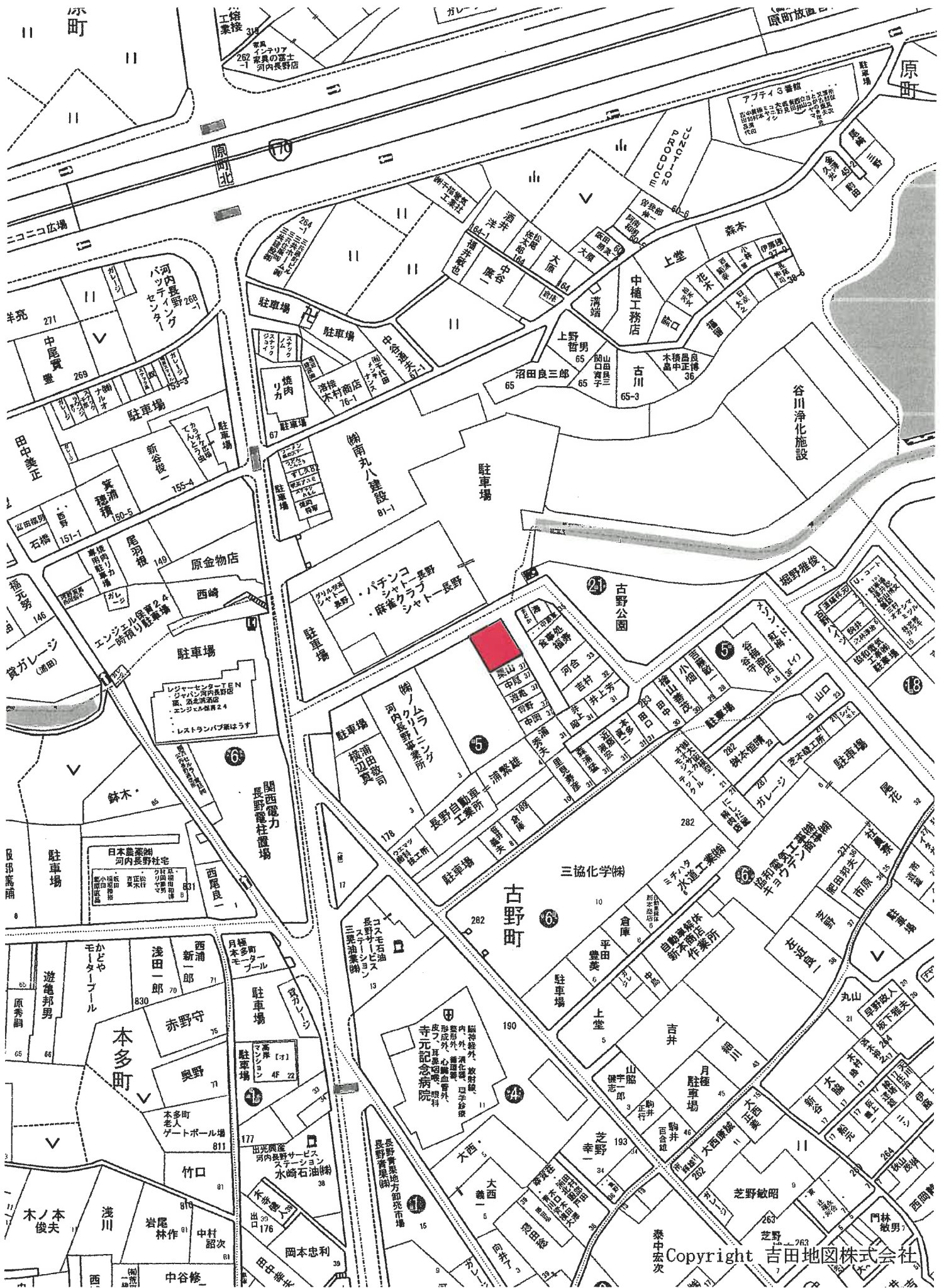
昭和五十二年二月二十七日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

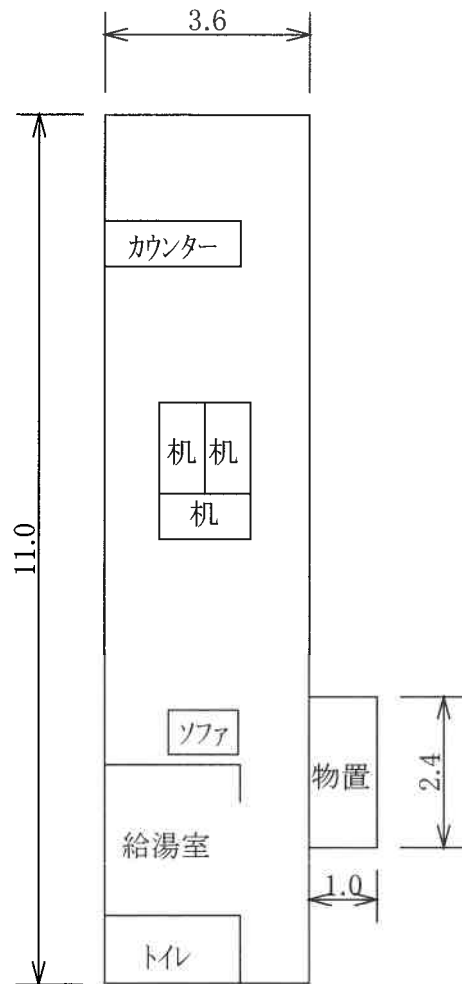
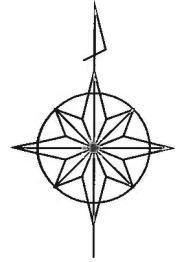
平成十一年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平





Copyright 吉田地図株式会社



面積
42.0 m²(物置含む)

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 (株) アイエー設備
 住所 河内県豊中市古野町5-5A
 代表者氏名 代表取締役 大西剛志
 電話番号 072-54-0300
 FAX番号 072-54-0001
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称

(株) ダイエー設備

住 所

河内長野市古野町1-30

代表者氏名

代表取締役 大西剛亮

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の ^{選任} の届出 _{解任} をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株) ダイエー設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
大西剛亮	155639	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一五五六三九号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 大西 剛 志

昭和五十二年二月二十七日生

水道法(昭和五十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平

